

確定申告に必要な確認書類等のお知らせ

令和7年2月17日から始まる確定申告について、申告の際には下記の書類を持参くださいますようお願いいたします。

●「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証等の本人確認書類」

●前年中の収入や必要経費がわかる書類

給与・公的年金所得の場合…源泉徴収票

雑（公的年金以外）所得の場合…支払調書、支払明細書、支払年金額等のお知らせ等

営業・農業・不動産所得の場合…帳簿、通帳、領収書等

※申告相談時に収支内訳書を作成することになりますので、作成に必要な領収書や帳簿の整備をお願いします。事業の収入及び支出にかかる領収書は、項目別に集計したものをお持ちください。

配当所得の場合…配当金計算書

譲渡所得の場合…売買契約書や、譲渡するためにかかった費用の領収書等

●所得控除に必要な書類等

生命保険（個人年金保険料・介護医療保険料を含む）・地震保険（旧長期損害保険料）の控除証明書

国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または支払証明書等（納付書の年度にかかわらず、領収印が令和6年1月1日から令和6年12月31日までのもの）

寄付した団体から交付を受けた寄付金の受領書

本人、控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者の場合…障がいの程度等を証明するもの（障害者手帳等または障害者控除対象者認定書）

●問い合わせ先 住民生活課税務係 TEL:0158-29-2111（内線 236・237）



令和7年2月17日から確定申告が始まります

令和6年分所得税の確定申告及び令和7年度住民税申告を「令和7年2月17日から3月17日」までの間、下記の会場で受付いたします。なお、地区毎に指定された日程に合わない場合は、別日で申告することも可能です。

※役場閉庁日の申告受付は「2月23日（日）」となります。

※申告時に必要な確認書類：「マイナンバーカード」又は「通知カードおよび運転免許証等の本人確認書類」、前年中の収入や必要経費がわかる書類、所得控除に必要な書類等をご持参ください。

	日	月	火	水	木	金	土
	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 あけぼの町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝美町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 栄町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 旭町・元町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 幸町	
	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
会場 時間 参集 地区等	役場 第1会議室 午前9:00～ 午後3:30 (町内全域)	(祝日振替)	役場 第1会議室 午前9:00～午前12:00 ・深樹園入所者 ・アイビー・ハイッツ入居者	基幹集落センター 午前9:30～午後3:00 濁川・雄柏	基幹集落センター 午前9:30～午後3:00 濁川・大正・ 滝下・雄鎮内	基幹集落センター 午前9:30～午後3:00 新町	
	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 札久留・白鳥	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 一区・二区・三区	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝西・茂瀬・四区	
	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	
	3/16	3/17					
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)					

※申告のない方は、所得証明等の書類が発行できないだけでなく、国民健康保険税等で本来受けられる軽減が受けられないなど、不利益になることがありますので注意して下さい。

●問い合わせ先：住民生活課税務係 TEL：0158-29-2111（内236・237）